

## 1 電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針のフォローアップ(案)

2 2025年4月

3 電力・ガス取引監視等委員会事務局

4 2024年6月に策定した電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針（以下「機能  
5 強化方針」という。）についてフォローアップを行い、機能強化方針に基づき実施した2024  
6 年度の実績及び現段階における2025年度以降の実績について、以下のとおり、とりまとめ  
7 る。

8  
9 ①組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）

- 10  
11 ▶ 2023年度機構定員要求結果（総合監査室の設置、定員増）を踏まえた人員確保を進  
12 めつつ、組織として継続的な人員増強に向けた対応の実施。
- 13 ▶ 電取委において市場監視、事業監査及び制度設計等に従事する専門人材育成に向け  
14 て、今後の監査や制度設計に係るノウハウの継承やリスクリングを目的とした新た  
15 な研修システムの設計、運用。
- 16 ▶ 今後の業務内容を見据えて、必要となる専門性を再整理した上で、これに沿う外部の  
17 専門人材の確保（例えば、弁護士・会計士・税理士や、DXやAIなどシステム関連  
18 の専門家、データサイエンティスト、アナリスト（データ、金融、エネルギー）、エ  
19 コノミストなどの戦略的な推進。
- 20 ▶ 組織の専門性向上に合わせて、各施策において議論を行う有識者会合においても、今  
21 後 推進すべき業務内容（例えば、内部統制の強化やシステム監査の推進など）に適  
22 合する形での、専門性の更なる拡張。

## 22 &lt;2024年度の実績&gt;

23 人員増強については、小売事業、ネットワーク事業、電力市場等に対する監視機能を強化  
24 するため、エネルギー会社のコンプライアンス担当の経験等がある弁護士、エネルギー分野  
25 における監査経験等がある公認会計士、データ分析やシステム開発の経験が長いDX人材等  
26 の専門的知識を有する人材を新規採用した。

27 2024年7月には、電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）の設立後はじ  
28 めて、電力・ガス取引監視等委員会事務局（以下「事務局」という。）及び経済産業局電  
29 力・ガス取引監視室の職員を対象とした電力・ガス取引監視等担当官研修を実施した。

30 若手職員の知識・能力向上のため、若手人材育成プログラムを立ち上げ、有識者や事業

31 者、関係職員による電力システム等に関する講義、発電所等の電力・ガス関係施設の現地視  
32 察を実施した。

33 電力・ガス取引に関する競争促進や消費者保護のルールづくりに係る詳細設計について議  
34 論する制度設計専門会合を、2024年9月に改組し、ITガバナンスを含む監視強化につい  
35 ても議論する制度設計・監視専門会合を設置した。

36

37 <2025年度以降の取組>

38 組織の専門性を強化するため、引き続き、必要に応じて弁護士、公認会計士、DX人材等  
39 の外部人材の確保に取り組む。

40 事務局新規着任者や経済産業局電力・ガス取引監視室の職員の専門性強化につながる研修  
41 や実地トレーニングを実施する。

42 引き続き、若手人材育成プログラムを実施するが、その内容については、電取委を取り巻  
43 く状況等を踏まえて不断に見直しをしていく。

44

45 ②市場監視や料金査定等に係るシステムのDX・AI化の推進

46 ▶ 監視及び査定等の適切性の向上、業務負荷の軽減の観点から、現在、諸外国の規制機  
47 関に比べて整備が遅れる傾向にある電取委の市場監視や料金査定等に係るDX・AI  
48 化を活用した各種システム構築に向けて、海外実態調査などを踏まえ、電取委におけ  
49 るDX・AI化推進に係る工程表などの策定に向けた検討を実施。なお、工程表の策  
定にあたっては、同時市場など将来的な市場環境の状況を見据えることも重要。

50 ▶ 電取委におけるDX・AI化推進に向けた組織体制の構築。

51 <2024年度の取組>

52 DX・AI化による監視等機能の強化や業務効率化に係る取組を整理したほか、今後の取組  
53 について、同時市場など将来的な市場環境も見据えて検討し、DX・AI化推進に係る工程表  
54 の作成を行った。

55 さらに、市場監視ツールの機能追加に係る改修や高度化の検討、計算ツールの開発、小売  
56 電気事業者から電取委への定期報告についての電子申請ポータル開発・導入等を実施した。

57 組織体制の構築に関しては、DX人材等の専門的知識を有する人材を新規採用した。

58

59 <2025年度以降の取組>

60 2024年度に策定したDX・AI化推進に係る工程表に基づき、引き続き市場監視や料金

61 査定等に係る効率化・高度化に向けての検討を行い、その結果も踏まえ、具体化を進め  
62 る。

63 また、必要に応じて、DX・AI化に関する専門的知識を有するDX人材の採用を行い、  
64 組織体制の強化を行う。

65

### 66 ③適切な予算措置・執行

67 ▶ 電取委において2024年度の政策関連予算として措置された「電力市場監視機能強化  
68 等事業」を活用して、電力市場及び事業者のログ情報やシステム共有の解消状況と  
69 いった適切な情報管理や内部統制等の監視・分析業務について、高度化・精緻化等  
70 に向けた抜本的強化を行うため、外部委託等を通じた、高度IT人材等による監査、分  
71 析に係る業務等の実施。

72 また、小売電気事業者間の競争をより活性化するため、状況分析の精緻化や今後  
73 のカルテル対応策などに係るより高度かつ多面的な分析を行い、検討を進めるべく、  
74 外部委託等を通じた、収集データの整理・分類及びデータの分析業務の実施。

75 ▶ ①組織における専門性強化（人材確保・専門性向上等）、②市場監視や料金査定等  
76 に係るシステムのDX・AI化の推進に係る予算措置については、諸外国の規制機関の  
77 事例なども参考としつつ検討。

76

### 77 <2024年度取組>

78 大手電力会社における不正閲覧事案を受けた監視強化策として、情報漏えいのリスクが顕  
79 在化した際の影響度やリスクの発生可能性の観点から監査の対象とするシステムを選定し、  
80 外部機関への委託も活用して、ログ情報と「非公開情報を入手可能な者の名簿」を照合する  
81 ことにより、不適切なアクセスがないか分析を実施した。

82 小売電気事業者間の競争に伴う効果等を把握することを目的として、外部委託により、小  
83 売電気事業の全面自由化後の消費者の行動や認識等の変化に関するアンケートを実施した。

84 また、小売電気事業者・ガス小売事業者からの定期報告に関して、DX化とデータ分析の  
85 高度化の更なる推進のため、DX人材を新規採用した。

86

### 87 <2025年度以降取組>

88 2025年度においても、外部機関も活用して、システムへの不適切なアクセス等による情  
89 報漏えい等に対する監視や分析等を的確に実施する。

90 外部委託による消費者アンケートは、2025年度以降も継続的に実施し、小売電気事業者

91 間の競争状況の評価等に活用する。また、小売電気事業者・ガス小売事業者からの定期報告  
92 に関しては、DX人材を活用して、システム化の適用範囲の拡大やデータ分析の高度化等に  
93 継続的に取り組む。

94 組織の専門性強化や、DX・AIの活用に向けて、必要に応じて、予算面も含めて必要な体  
95 制を確保する。

96

#### 97 ④組織における権能の在り方

98 ▶ 電力・ガス事業においては、これを取り巻く事業環境が目まぐるしく変化する状況に  
99 あることから、電取委としては、引き続き、現行の権能の範囲内にて、迅速性・機  
100 動性を最大限高めつつ、業務に係る実効性を担保していくことを基本とする。

101 一方で、諸外国の規制機関と比較した場合、その権能に差があることは明確であ  
102 り、今後の電気事業法違反事案の発生状況等に応じて、新たに追加が必要と考えられ  
103 る権能（例として、業務停止命令権、犯則調査権など）については、適時検討を行う  
ことが妥当。

#### 104 <2024年度の取組>

105 2024年度は、6月に東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対する業務改善  
106 命令を行うよう経済産業大臣に対し勧告を行った。また、4月に株式会社ハルエネに対する  
107 業務改善勧告、6月に東京電力パワーグリッド株式会社に対する業務改善勧告、11月に株  
108 式会社JERAに対する業務改善勧告、12月に株式会社ストエネに対する業務改善勧告、  
109 3月に糸魚川市に対する業務改善勧告を発令した。

110 いずれの事案についても、まずは、各事業者が業務改善命令や業務改善勧告の内容を遵守  
111 し、社内の体制強化等を図ることが重要であり、権能の強化を検討しなければならない状況  
112 には至っていない。

113

#### 114 <2025年度以降の取組>

115 権能の強化については、これまでに業務改善命令や業務改善勧告を発令した事業者の対応  
116 状況、今後発生する法令違反の内容、業務改善命令・業務改善勧告等の現行の法令が想定し  
117 ている措置の抑止力としての効果等を踏まえ、必要に応じて、検討することとする。

118

119

120

121 ⑤他機関との有機的な連携

- 122 ▶ 諸外国の規制機関との連携（例えば、グローバルな視点をもつての諸外国の規制機  
123 関との更なる関係構築、積極的な MOU の締結、双方向の人材交流の活性化等）を  
124 通じての専門性の向上。なお、直近の目標としては、International Confederation  
125 of Energy Regulators (ICER) への加盟対応などに向けた動きを加速。
- 126 ▶ 電力広域的運営推進機関や JEPX などの関係機関との人材交流等を中心とした連携  
127 を通じての専門性の向上。また、着実な業務遂行の観点から電取委と関係機関にお  
128 ける各種業務の在り方に関する検討の実施。

129 <2024 年度の取組>

130 2024 年 12 月に、電取委の国際エネルギー規制機関連合 (ICER) への加盟が承認され  
131 た。

132 2024 年 7 月以降、事務局・資源エネルギー庁・電力広域的推進機関（以下「OCCTO」  
133 という。）の三者間で定期的に需給調整市場関連の課題等の共有、連携強化を図っている。

134 また、OCCTO が主催する、電気の託送料金に関連する広域系統整備計画等の議論に参  
135 加するとともに、高経年化設備更新ガイドラインなどに関して情報共有を行っている。

136 事務局と JEPX の間で定期的に卸電力市場等の動向等について情報共有し、監視・分析機  
137 能の連携強化を図っている。

138  
139 <2025 年度以降の取組>

140 2025 年度以降も、アジア太平洋諸国エネルギー規制機関フォーラム (APER)、ICER、エ  
141 ネルギー規制機関による脱炭素加速化イニシアティブ (RETA) 等の国際枠組みへの参加等  
142 を通じ、諸外国の規制機関と連携強化・専門性の向上を図る。

143 また、事務局・資源エネルギー庁・OCCTO の三者間で定期的に情報共有するととも  
144 に、広域系統整備計画等の議論への参加、高経年化設備更新ガイドラインなどに関する情報  
145 共有を行っていく予定である。

146 JEPX との定期的な情報共有等を通じて、双方の監視・分析機能の連携強化を行う。

147

148

149

150

151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164  
165  
166  
167  
168  
169  
170  
171  
172  
173  
174  
175  
176  
177  
178  
179  
180

⑥その他

- 電取委として、業務を推進する上で関係する重要な 関係事業者、関係機関、消費者等のステークホルダーと、相互の理解、信頼関係を高めていくための取組として、電取委の取組内容についての認知度を更に高めるための工夫（例えば、消費者庁に加え、関係団体等と連携した広報ツールの拡充や、電取委として達成した成果の発信など）や、海外への情報発信を目的とした電取委ホームページのアップデートなど、戦略的な広報対応の実施。

<2024 年度の取組>

2024 年度は、関係機関と相互の理解を図るため、電取委が主催する研修に OCCTO の職員も参加した。また、関係事業者や消費者等へのステークスホルダーに対する情報発信の一環として、審議会の資料・議事要旨・議事録の定期的な更新に加え、電取委のホームページ等を通じ、発電側課金制度などの新たな制度に関する情報発信を行った。また、海外への情報発信を目的とし、英語版年次報告や一部のプレスリリースの英訳版を掲載するなど海外向けの広報にも取り組んだ。

また、消費者庁や国民生活センターと連名で、電気やガスの契約の際に気を付けるポイントについて、四半期に一度のペースでそれぞれのホームページや X（旧 Twitter）での情報発信をするとともに、そのような情報発信をしたことを関係する消費者団体に情報提供した。

<2025 年度以降の取組>

2025 年度以降も引き続き、電取委の主催する研修において OCCTO からの参加募集を行う予定である。また、関係事業者や消費者等へのステークスホルダーに対する情報発信の一環として、引き続き審議会の資料・議事要旨・議事録を定期的に更新するとともに、電取委 HP 等を通じ、新たな制度等に関する情報発信を行う。また、海外への情報発信を目的とし、引き続き英語版年次報告や一部のプレスリリースの英訳版の掲載を継続して取り組む予定である。

消費者庁や国民生活センターと連携し、消費者向けの注意喚起を発出するなど、消費者向けの情報発信について、継続して取り組む予定である。